

## FAQ よくある質問

Q 1 現在、市内に住んでいますが、対象になりますか？

A 1 対象となるには、チェック表1の条件に該当する必要があります。  
ただし、既に戸建住宅にお住まいの場合は原則対象となりません。

Q 2 既に空家を購入していますが、対象となりますか？

A 2 対象となりません。  
対象となるのは、「登別市空き家情報登録制度」に登録されている空家で、購入する前に市へ補助金の事前申請を行い、事前申請完了通知を受けたのち、売買契約を結んでいただくこととなります。

Q 3 登別市空き家情報登録制度に登録されていない空き家は、対象になりますか？

A 3 対象となりません。

Q 4 空家を貸し出す場合は、対象となりますか？

A 4 対象となりません。  
自己の居住用として、空家を購入しリフォーム工事を行う場合に限ります。

Q 5 相続により取得した空家は対象となりますか？

A 5 対象となりません。また、三親等以内の者から取得した空家も対象となりません。

Q 6 子供が学校の寮に入っていて同居していないのですが、加算対象となりますか？

A 6 加算対象となりません。同居の場合に限ります。

Q 7 居住条件などはありますか？

A 7 5年以上売却せず居住することが条件となります。

Q 8 D I Yなど自分でリフォーム工事を行う場合は、対象となりますか？

A 8 対象となりません。  
建設業法第2条第3項に定める事業者などが行う場合に限ります。

Q 9 空家を購入するための仲介事業者と、リフォーム工事を行う事業者は同じである必要はありますか？

A 9 同じ事業者である必要はありません。

Q 10 リフォーム工事を他市町の事業者へ依頼してもいいのですか？

A 10 リフォーム工事を行う事業者は、登別市内に本店、支店、営業所若しくは出張所を設けている事業者に限られます。

Q 11 補助対象工事費には、諸経費や消費税は含んでいいのですか？

A 11 補助対象工事費の300万円以上には、諸経費は含みますが消費税は含まない額となります。

Q 12 店舗を住宅にリフォームするのですが、対象となりますか？

A 12 対象となります。ただし、建築基準法その他関係法令を遵守する必要があります。

Q 13 店舗併用住宅をリフォームするのですが、対象となりますか？

A 13 住宅部分のみ対象となります。この場合は、対象部分が分かる見積りをご用意ください。

Q 14 玄関フードの増築やソーラーパネルの設置は、対象となりますか？

A 14 対象となりません。  
建物の増築、太陽光発電設備などの設置、外構工事は対象外となります。

購入前に相談を

## 空き家ナビリフォーム補助金

市民の安全で安心な居住環境を確保することを目的に、空家を自己が居住するために購入しリフォーム工事を行う方にリフォーム工事にかかる費用の一部を補助する制度です。

※この補助制度は、登別市空き家等対策事業補助金交付要綱に基づくものです。

### 補助の内容

#### ◇補助金額

基本額 70万円

加算額 子ども一人につき10万円（上限30万円）

最大100万円

#### ◇主な補助の条件

- ①空家を購入する前に市へ補助金の事前申請を行い、事前申請完了通知を受けたもの
- ②個人が自らの居住のために購入した空家であること
- ③購入予定の空家は、登別市空き家情報登録制度に登録されていること。
- ④昭和57年以降に建築された空家で、居住誘導区域内にあること。
- ⑤300万円以上（消費税等相当額を除く）のリフォーム工事であること。
- ⑥リフォーム工事を行う事業者は、登別市内に本店又は支店、営業所若しくは出張所を設けていること。 など

#### ◇補助金の加算条件

- ①子どもの年齢は18歳未満であること。
- ②補助金の申請者と同居していること。



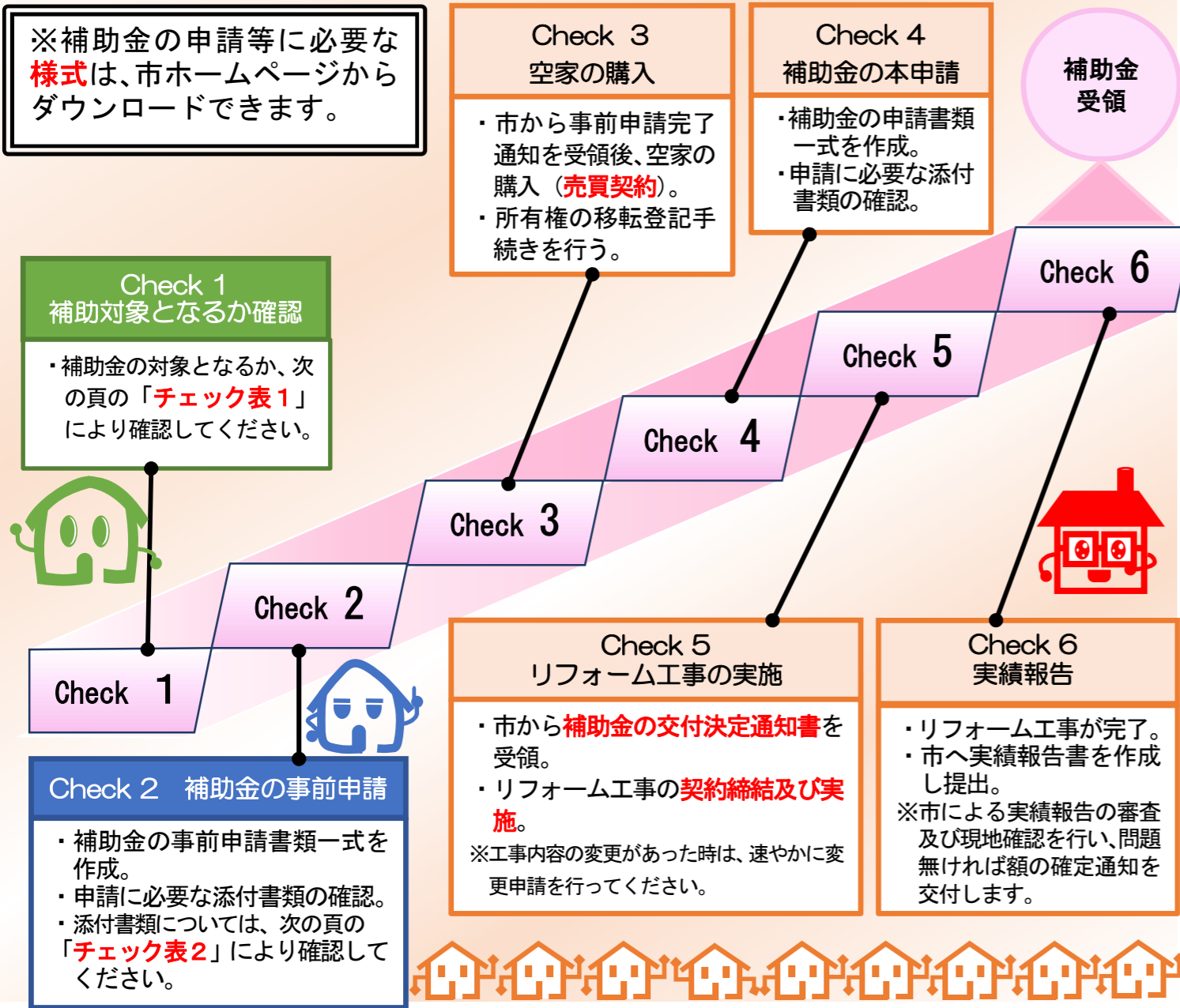
### <問合せ・申請窓口>

登別市都市整備部 都市政策グループ  
〒059-8701  
北海道登別市中央町6丁目11番地  
電話0143-85-3230 | FAX0143-85-8286  
e-mail: t-seisaku@city.noboribetsu.lg.jp  
HP: <http://www.city.noboribetsu.lg.jp/>

登別市  
Noboribetsu city



## 手続きの流れ



## 補助対象工事となる基準例

補助対象となるリフォーム工事の例		
外部	①屋根の葺き替え又は塗装	②防水改修
	④サッシ等の建具取替え	⑤ガラスの取替え
	⑦基礎の補修	⑧柱・梁の補修
内部	①床、壁、天井の張替え（クロスのみも含む）	②畳の取替え（表替えは不可）
	③バリアフリー化（段差解消や手すり設置）	④キッチン、洗面化粧台、便器の取替え
	⑤浴室の改修	⑥内部建具の取替え
設備	①電気工事を必要とする照明機器の設置	②スイッチ類の取替え・増設
	③給・排水管の新設又は改修	④給湯機器の取替え
補助対象外の工事の例		
①家電製品の設置・取替え（冷蔵庫、照明器具など）	②既製家具、便座のみの取替え	
③厨房製品の設置・取替え（コンロ、食器洗浄機など）	④カーテン、太陽光発電、外構工事など	

## 【Check 1】チェック表1「補助対象となるかの確認」

※補助金の交付対象となるには、「全ての項目に当てはまる」必要があります。

No	確認事項	チェック欄
1	購入予定の空家は、登別市空き家情報登録制度に登録されている空家である。	
2	購入予定の空家は、昭和57年以降に建築され建築基準法に違反していないものである。	
3	個人が自己居住用に空家を購入し、リフォーム工事を行うものである。	
4	相続や譲渡、三親等以内の者から取得する空家でない。	
5	居住誘導区域内にある空家である。	
6	事前申請完了後に、売買契約を結ぶ空家である。 (※注1：事前申請前に購入している空家の場合は、補助対象外となります。)	
7	加算対象のお子さんは、申請者と同居しており、年齢は申請日時点で18歳未満である。	
8	空家の居住性、機能性等の向上のため、工事費300万円以上のリフォーム工事を行うものである。(※注2：工事費には、消費税及び地方消費税相当額は含みません。)	
9	リフォーム工事を行う事業者は、登別市内に本店又は支店、営業所若しくは出張所を設けている事業者である。	
10	購入した空家にリフォーム工事後5年以上売却せず居住するものである。	
11	リフォーム工事は、補助を受ける年度の3月1日までに完了するものである。	
12	所有権等を有する権利関係者の全員の同意が得られることが確実である。 (所有者が複数又は権利関係者が複数の場合に限る。)	
13	現在、既に戸建住宅に居住していない。 (ただし、借家、同居などの場合で証明することができる場合は除く。)	
14	補助金の交付申請する日において、全ての市税を滞納していない。	
15	暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者又は暴力団員ではない。	
16	同一の空家において、申請者、申請者と同じ世帯の者又は権利関係者に本補助金又は他の補助金の交付を受ける者、受けた者がいない。また、過去に本補助金を受けた空家ではない。	

## 【Check 2】チェック表2「事前申請添付書類の確認」

No	項目	チェック欄
1	実施計画書（別記様式第2号）	
2	概算見積書の写し（内訳書で積算根拠が明らかになるもので、事業者の押印があるもの）	
3	位置図（附近見取り図）	
4	配置図	
5	現況写真（申請日以前3か月以内に撮影したもの）	
6	住民票 謄本（世帯の全員がわかるもの、申請日以前3か月以内のもの）	
7	納税証明書（登別市民税（市民税、固定資産税等）など、申請日以前3か月以内のもの）	
8	工事施工業者に係る建設業者の許可を証する書類の写し（建設業許可証の写し）	
9	検査済証の写し（建築基準法第6条第1項第4号に該当する建築物は確認済証の写しも可）	

※本チェック表は、あくまで目安であり、補助金の交付を確約するものではありません。